

小林市細野3136番地
前原 敏朗 様

筆界特定手続に係る実地調査について（公告）

下記4の対象土地について、実地調査及び測量（以下「実地調査」という。）を行うことになり、あなたの土地に立ち入る必要がありますので、不動産登記法第137条第2項の規定により通知します。

記

- 1 調査日時 令和8年5月12日（火）午前11時から午後1時まで
（予備日）令和8年5月13日（水）午前11時から午後1時まで
- 2 調査委員 筆界調査委員 木牟禮 和幸
法務局職員 須賀 信一郎
法務局職員 松井 光樹
法務局職員 上ノ原 朱萌
- 3 調査目的 令和8年第1号、第2号の筆界特定手続の実地調査
- 4 対象土地 小林市細野字島田1289番
小林市細野字島田1290番
- 5 その他 現地の構造物の確認及び写真撮影等を行います。
※現地立会の必要はありません。

上記事項を記載した書面（令和8年4月22日通知）をいつでもあなたに交付しますので、申し出て下さい。

令和8年4月28日

宮崎地方法務局筆界特定登記官

須賀 信 一 郎

